

浦安市規則第70号

浦安市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市印鑑条例施行規則（昭和52年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第15条中「及び」を「（」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。